

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品取引法」、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」、「消費者契約法」等に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の購入・選択は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、その商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については、午前8時から午後9時までといたしております。但し、お客様のご要望、又は事前にご了解をいただいている場合は除きます。
5. 金融商品の販売・勧誘等について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの当金庫本支店の窓口まで、お問い合わせください。

以 上

令和6年2月22日

湖東信用金庫